

制限付一般競争入札公告

公 告 第 150 号
令和 7 年 12 月 12 日

下記のとおり制限付一般競争入札を行うので、津南町財務規則（昭和 60 年規則第 1 号）第 151 条の規定により公告する。

津南町長 桑原 悠

- | | |
|--------------|---|
| 1. 工事番号 | 第 号 |
| 2. 件 名 | 津南町役場庁舎 冷房設備更新工事 |
| 3. 施工場所 | 中魚沼郡津南町 大割野 地内 |
| 4. 工事期間 | 津南町議会の議決日から令和 8 年 3 月 31 日まで |
| 5. 入札日時 | 令和 7 年 12 月 26 日（金）午前 9 時 30 分から |
| 6. 入札会場 | 津南町役場 3 階 第 2 委員会室 |
| 7. 設計図書閲覧場所 | 中魚沼郡津南町大字下船渡戊 585 津南町役場総務課企画財政班 |
| 8. 設計図書閲覧期間 | 公告の日から令和 7 年 12 月 25 日（木）まで |
| 9. 質問期間・方法 | 設計図書等に質問がある場合は、以下により提出すること。ただし、参加申込書を提出した者に限る。
①提出期間
参加申込書を提出し受理された日から令和 7 年 12 月 22 日（月）午後 5 時 00 分までとする。
②提出方法
質問事項は所定の質問書により持参又はファクシミリで提出するものとし、ファクシミリの場合は、送信後に送信した旨を総務課企画財政班入札担当へ電話にて連絡すること。
持参の場合の提出先：総務課企画財政班（津南町役場 2 階 14 番窓口）
FAX：025-765-4625
電話：025-765-3112
③その他
電話での質疑の受付はしない。
財務規則第 155 条第 1 項第 2 号により免除 |
| 10. 入札保証金 | 財務規則第 142 条第 1 項により 100 分の 10 以上 |
| 11. 契約保証金 | する |
| 12. 前 払 | する |
| 13. 中間前払 | する |
| 14. 部分払 | する |
| 15. 工事費内訳書 | 入札時に携行し、終了後提出すること。（携行なき場合は入札に参加できないものとする。） |
| 16. 入札参加申込期限 | 令和 7 年 12 月 22 日（月）午後 5 時 00 分まで |
| 17. 入札参加条件 | 津南町建設工事入札参加資格審査規程に基づく令和 6・7 年度の入札参加資格を有するもので、次の条件をすべて満たしている者
①津南町において、建設業者の格付等級が管工事で A 又は B 級であること。
②津南町内に本社を有すること。又は津南町内に営業所を有し、前年度における法人町民税確定申告書において、申告した従業員数が 5 名以上であること。
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつ |
| 18. 入札書記載金額 | |

- た契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3回までとする。ただし予定価格に達しない場合で予定価格と最低入札価格の差が僅かのときは、最低者と協議のうえ随意契約をおこなうことができる。
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。なお、これを理由として以降の入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- 入札にあたっては、津南町財務規則の各条項を遵守のこと。
- ①設計図書等の貸出を希望する場合は、事前に貸出日時を予約すること。
- ②この契約は、議会の議決を要し議会の議決があつたときに本契約とする。
- 19. 入札回数
 - 20. 入札の無効
 - 21. 入札辞退
 - 22. 財務規則の遵守
 - 23. その他